

中央防災会議 防災対策推進検討会議（第1回） 議事録

日 時：平成23年10月28日（金）17:30～18:52

場 所：官邸4階大会議室

- それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回「防災対策推進検討会議」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、委員をお引き受けいただき、また、本日はお忙しいところお集まりいただきましたこと、ありがとうございます。委員の皆様の英知を結集し、防災対策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、中央防災会議会長であります内閣総理大臣からごあいさつをいただきます。

- どうぞよろしくお願いいたします。

第1回の「防災対策推進検討会議」の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まずは、御多忙の中、委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

3月11日の東日本大震災の発災を受けまして、今まで想定していた以上の災害が起こるということが改めてわかったということでもあります。それに対する対応をどうするかということは喫緊の課題だと思えます。この「防災対策推進検討会議」の御議論を通じて、災害対策法制の在り方であるとか、大規模災害の対応をどうするかとか、こういう観点では是非御議論を進めていただければと思っております。

国民の生命と財産を守るということは、政府の根幹的な責務でございます。想像を超えた、想定外だったというのはこれからは言い訳になりません。想定をしていた以上のことが起こり得るということが危機管理の鉄則だろうと思えますので、そういう観点からも委員の皆様との関連な御議論をお願い申し上げて、一言ごあいさつに代えたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

- ありがとうございます。

総理は、公務御多忙のため途中で御退席になりますこと、御容赦いただきたいと思えます。

続いて、この会議の座長であります内閣官房長官からごあいさつをいただきます。

- どうぞよろしく願いいたします。

総理からもございましたが、本当にお忙しい中、それぞれ専門の先生方にこうして委員をお引き受けいただき、また御参集いただきましたことを心から感謝申し上げます。この「防災対策推進検討会議」というものは、今月 11 日に中央防災会議で設置することが決まりました。そしてまた、この専門調査会のメンバーは、専門家の皆様だけでやっていくのが今日までの形でございます。ここに閣僚も入るということは、ひょっとしてほかにはない会議体でございます。政府を挙げて、省庁横断的に防災対策の充実、強化を図ってまいりたいと存じます。

今後のスケジュールにつきまして、後ほど事務方から説明があるかと思えますけれども、来年春ごろに中間報告をおまとめいただきたいということ。それから、来年夏ごろをめどに最終的な御報告をいただけないかということで、私、座長ということでございますが、今後ともよろしく願いいたします。

闊達な御議論を期待いたします。どうもありがとうございます。

- ありがとうございます。

官房長官につきましても、公務御多忙のため途中で御退席になりますので、何とぞ御了承いただきますよう、お願い申し上げます。

(報道関係者退室)

(内閣総理大臣退室)

- 続きまして、資料 1～3 に基づきまして、この会議の趣旨、今後の進め方、会議の公開等につきまして、内閣府防災対策推進検討室長から御説明させます。
- それでは、お手元に議事次第、委員名簿、配席図がございまして、その次に資料 1 がございます。

今月 11 日の中央防災会議で決定されました「『防災対策推進検討会議』の設置について」という資料でございます。この会議は先ほどもございましたように、中央防災会議の専門調査会として設置されたものでございます。会議の趣旨・目的はここにもございますように、東日本大震災における政府の対応を検証し、その教訓を総括した上で首都直下地震や、いわゆる三連動地震等の大規模災害、頻発する水害、土砂災害に備え、防災対策の強化を図るということでございます。

検討テーマといたしまして「東日本大震災への政府各機関の対応に係る検証及び得られた教訓の総括」「災害対策法制のあり方の見直し」「自然災害対応に関する体制のあり方」「想定される大規模災害への対応のあり方」などを想定しております。

会議の構成につきましては、関係閣僚及び学識経験者で構成することとされ、本日お集まりいただきました皆様に委員をお願いさせていただきました。

裏面をごらんください。今後のスケジュールといたしましては、次の資料 2 で御説明いたしますが、先ほどもお話がございましたように、さきの中央防災会議では来年夏ごろに最終報告を行うこととされており、この報告を災害対策関連法制の改正や大規模地

震、津波対策の見直しなどに反映してまいりたいと考えております。

資料2は「防災対策推進検討会議 今後の進め方」でございます。

来年春ごろに中間報告を行うことを予定しておりまして、それまでの間、月に1回程度開催する予定でございます。

会議のテーマにつきましては、次の第2回は「防災基本計画の見直し」と「今回の一連の対応の総括」。第3回は「災害対策法制の見直し」。第4回は、三連動地震・首都直下地震対策の見直しと「自然災害対応体制のあり方」とさせていただいております、既に実務的な観点からの検証、検討を始めております。それぞれの検討会などから報告し、それに基づいて御議論いただく予定でございます。その後、2回程度開催いたしまして、来年春ごろの中間報告、その後来年夏ごろの最終報告というスケジュールを予定しております。

資料3は「会議の公開等について」でございます。

議事は非公開とし、会議終了後、概要を記者ブリーフィングする予定でございます。配付資料は原則公表としますが、提出された方が非公表を希望される場合は公表しないこととしたいと考えております。議事要旨は会議終了後速やかに、詳細な議事録は一定期間後、具体的には最終報告がとりまとめられましてから1年後を目途に、それぞれ発言者を伏せた形で公表したいと考えております。

なお、参考資料といたしまして、地震・津波に関する専門調査会報告要点、今後の防災対策の関する各省庁の取組み状況、東日本大震災の概要などの資料を参考までにお配りしております。

以上で説明は終わります。

- ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。資料3の会議の公開等についても、この扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(座長(内閣官房長官)退室)

- ありがとうございます。

それでは、会議の公開等については、資料3のとおりとさせていただきます。何か御質問等ございませんでしょうか。

続きまして、本日は第1回目でございます。自由討議という形でこれから進めさせていただきたいと思っております。学識経験者の各委員から自己紹介も兼ねまして、御発言をいただきたいと存じます。大変恐縮でございますけれども、お1人三、四分程度でよろしく願い申し上げたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

- 巨大地震の地震と津波の発生メカニズムを研究しております。

このたびの3.11大震災を受けまして、中央防災会議の専門調査会では課題と教訓というものをまとめてきたわけでございます。その大きな反省としましては、地震を想定するに当たって、これまで起きたことのないことがこれからも起きないという考え、これ

が間違っていたということを大きく反省いたしました。その結果、科学的な根拠がある限り最大クラスの地震及び津波を想定するという考えに変わりました。

その考えの下で、現在、私どもは南海トラフ沿い、いわゆる東海・東南海・南海地震を含む領域における今後起こり得る最大クラスの地震を想定しております。この考えが大きく変わったわけですが、とても大変だということに気がつきました。これまでは、過去に起きたものの最大を次に起こるものとして想定してきたわけですから、過去のものを調べればおのずと最大のもので決まってくるというわけですが、これからは科学的根拠のある限りの最大クラスというわけですから、どこまで上限にするかというのがとても難しいということに気が付いて、大変な作業だなという気がいたします。要するに、上を見るときりがなくなるわけですが、どこかで打ち切らなければいけないと考えております。

もう一つ大きな反省は、「防災対策がとれない」と言うことをためらってはいけないという大きな反省もしております。

ということで、私の自己紹介を兼ねたごあいさつとさせていただきます。

○ ありがとうございます。

続いて、よろしくお願いいたします。

○ 新潟県知事をしております。全国知事会で災害対策特別委員長もやらせていただいております。また、先般地震・津波対策に関する専門調査会にも参加させていただきました。

私、就任の30時間前に新潟県中越地震に遭いまして、その後山古志村の全村避難、被災者の心のケアが必要だったのですが、牛を空中避難、これはヘリコプターでやらなければいけませんでした。なぜ、こういうことをやらなければいけなかったのかということをお話すと長くなりますので、また検討会議の中で御披露させていただきたいと思うのですが、いきなり最初の職務で災害対応に直面するということになりました。

加えて、柏崎・刈羽原子力発電所が被災して、世界じゅうに炎と煙とともに放映されたということから、原発災害というものもその後経験させていただくことになりました。また、豪雪で中山間地域が孤立するという対応、風浪被害で堤防がひっくり返る、津波でもひっくり返るのですが、単なる波でもひっくり返るということも経験させていただきました。

今年、新潟・福島豪雨というものがありました。土石流で住宅を杉が貫くということもあったのですが、幸い御自宅にいて被災されて亡くなった方はゼロで済みました。

さまざまな災害を同時に経験しておることから、自治体から見た国から支援をいただいていた大変助かった点、もう少しこういった点があると助かるという点も含めてフィードバックさせていただけると大変ありがたいと思っています。

現在、抱えている問題の大きな点の1つが、福島県を中心とした避難者の増加でござ

います。実は、今でも新潟県内の避難者は増え続けております。小さなお子さんをお持ちのお母さんを中心に、お父さんは福島に残りながらお母さんと子どもさんが避難してくるという状況が生じています。現在の法制度は、基本的には激甚災害法も被災者生活再建支援法もそうですが、被災した自治体が被災した住民を助けると国がお金を支援するという形になっています。

アメリカのFEMAの場合は、相互調整をして広域避難ができるような体制になっている。この中越地震の後、ハリケーンカトリーナがニューオーリンズを襲ったのですけれども、このときの対応は少し拙劣なところはありましたが、広域で対応するときに国家機能がいかに働くべきかということは、実は自治体から見ているとうらやましいというところもありまして、あんな機能を持たないものかということも実感しております。

そしてまた、緊急事態の対応とともに復興のときどうするのか、これは実は予算面でもかなり制約があります。国がこれまで基金とかいろんな形で自由度を増していただいているということは大変助かっていますので、そういった経験も是非この場でお話させていただければと思っています。

若干長くなりましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○ ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

○ 関西大学社会安全学部の教授をしております。

この学部は、昨年4月に我が国で最初の社会安全という名前を記した学部、大学院が同時に発足いたしました。実は、私はその前は40年間京都大学防災研究所に奉職しておりまして、また、今からちょうど10年前の2002年に神戸に「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」ができておりますが、そのセンター長として10年間務めてきております。また、この4月に設置されました「東日本大震災復興構想会議」の委員としても、この官邸で12回委員会をさせていただいた、そういう経歴の持ち主でございます。

今日は、お手元にA3のカラーの資料を1枚つくってきておりますので、これに基づいてお話をさせていただきたいと思っております。

一番左の欄が、「我が国の防災対策に影響した災害」ということで、災害をすべて網羅したわけではありませんが、何らかの形で対応を政策に取り入れた、そういう災害でございます。赤色が地震、水色が水害、津波で大きな被害が出たものが青色になっております。そのほか火山噴火、有珠山、雲仙普賢岳も入っておりますが、こういった災害がこれまで我が国に起こってきて、それに対して、特に阪神・淡路大震災の後、専門調査会の活動が大変活発に行われておりまして、「担当した専門調査会など」というものは、私が直接担当した専門調査会などがございます。

2006年には、利根川、荒川の出水を考えた大規模水害対策に関する専門調査会が立ち上がっておりますし、東京湾の高潮災害もここで担当したわけでありまして、また、津波・

高潮ハザードマップ研究会が関係省庁により設置されております。こういった形で、専門調査会などとしての活動をこれまでしてきたというわけであります。

私は大学の研究者でございますので、特に文部科学省を中心とした大型研究プロジェクトが立ち上がっております。既に終わったものもございますけれども、要は今、喫緊の課題になっております首都直下地震あるいは東海・東南海・南海地震についても、それなりに研究レベルではやってきておるといふことでございます。

右端の欄は、過去二十数年の私の研究生活の中で必要な学術用語を定義してきたといふことでございまして、1988年には「減災」という言葉を定義しておりますし、阪神大震災が起こった年には、今回のような地震、津波、原子力災害という違った種類の災害が時間的に起こるといふ「複合災害」も定義してきております。また、2003年には「スーパー広域災害」、今回も241市町村で災害救助法が適用され、16年前の阪神大震災は25市町村ですから、その10倍に広がる広域災害が起こっているといふことで、こうして見ていただきますと、研究が先行してそれを災害が追いかけているという感じで私はとらえております。

このことでもとても大切なことは、理屈の方はかなりわかってきていますので、要は政府と自治体との中で実行力のある対策をどう継続的に立てていただくか、こういうことがとても大切な課題になっているのではないかと考えております。そういうことを御説明したいと思つて、この資料をつくってまいりました。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

○ 資料を入れさせていただいております。阪神・淡路大震災の後、生活復興局長、その後復興総括部長としてずっと復興の仕事に携わってまいりました。そうした経験から、1番のところ、災害が起こってから災害ごとにといふことではなくて、災害への備えとしてあらかじめ復興の基本的な枠組みを復興基本法として制度化しておく必要を大変痛感いたしております。

2つ目は、変わっていく復興局面に柔軟、かつ、迅速に対応できる復興基金、このたびも対応していただいておりますけれども、その県ごとの早期立ち上げと被災者の今を支援するソフト施策のメニューを準備しておくといふことが必要です。生活支援相談員や心のケアセンターの相談員、あるいは交流拠点の設置と運営補助、ボランティア活動費の助成、共同仮設店舗、高齢者による小物づくり・販売や昔遊びの伝承などを有償で行うといふことを阪神・淡路大震災の後もやってまいりました。生きがいくつとしごとづくりを兼ねたコミュニティビジネスの支援等々、そうしたメニューといふものをあらかじめ用意しておくことが必要であろうかと思ひます。

3つ目は、自治体間の長期・継続的支援の仕組みです。関西広域連合では、このたび「カウンターパート方式」といふことで、相手を決めて直ちに押しかけ支援といふこと

をしてまいりましたが、何が必要かという要望を聞かれても私どもの経験からも被災地というのはそれどころではありませんので、その意味で押しかけてこちらでこれが必要だろうということで応援したということで、現地からは助かったというお声もいただいております。

4つ目は、局面の変化にリアルタイムで対応していくために、各領域の専門家と県の課長チームがともに現地を回って、課題の把握、即時対応、提言などを行ってまいりました。阪神・淡路大震災の後に「被災者復興支援会議」という第三者機関をつくって対応してまいりましたが、そうした仕組みの必要、また県による変化する状況に応じた応援職員のコーディネート・ヘッドクォータ機能、国とのつなぎなどについても大変必要なことであろうかと思えます。

専門技術職の応援につきまして、例えば兵庫県教育委員会では「震災・学校支援チーム（EARTH）」というものを毎年更新・研修して、現職教員だけでやっておりますので、毎年新しく入れているのですけれども、世代間の研修を行うとともに、被災地に派遣しているという取組みもいたしております。

5点目は、ボランティアにつきましても被災地の社協のボランティアセンターが立ち上がって、被災者からの依頼を受けてコーディネーターが割り振ってくれるのをボランティアが並んで待つということが、余りマニュアル化され過ぎてしまうこともまた課題があって、ボランティアニーズを自ら発信されない高齢者の方などへの積極的なこちらからの声かけ、働きかけや、ボランティアの多様性が生かされるような仕組みといったことも大切だろうと思っております。

6点目は、女性たちの視点と参画です。避難所、仮設住宅、災害復興公営住宅などに女性リーダーを必ず置くとともに、防災会議や復興会議等に女性の割合を確保する。生活者である女性たちが参画することによって、子どもや高齢者や障害者などへの生活レベルの具体的な配慮につながります。ただ、そうしたことをいざというときだけやろうと思っても回りませんので、普段からやっておく必要があるということです。

7点目は、例えば災害救助法につきましては、広域大規模災害については救助費用の全額国負担とともに、支援した都道府県が国に直接求償できるようにしないと、今は、被災県に求償して、被災県が国に手続するというようになっておりますので、被災県の負担が大変大きいです。また、災害救助法の現物支給の原則というものがありますから、応急修理の事務処理が被災自治体が事業者と契約、工事、検査して被災者に渡すということになっておりますので、これも被災自治体の大変大きな負担となっております。そうしたことから、半壊世帯を被災者生活再建支援法の支援対象とすることなどを含めまして、検討課題であろうと考えております。

また、災害弔慰金法ですが、災害援護資金貸付金につきましては、国3分の2、県3分の1ですけれども、阪神・淡路大震災でも1,309億円貸し付けて196億円が現段階で高齢者の方など未償還になっていきます。県から国への償還を借受人から償還された分と

いうことに限定しないと、未償還分を被災県がかぶらないといけませんので、そうしたことも課題であろうと思っております。

また、災害障害見舞金の支給対象となります障害程度を、現行は労災1級程度ということになっておりますが、その範囲の拡大といったことも必要であろうと思っております。

阪神・淡路大震災でも1万494人の重傷者が出ましたけれども、61人しか対象になりませず、その後支給実績は全く出ておりません。こうした具体的なレベルでの課題ということがたくさんありますので、そうしたことを是非議論させていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○ ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

○ 私は現在、帝京大学法学部で危機管理及び安全保障に関する法制度を教えておりますが、実は、東京都の危機管理監に対するアドバイザーとして東京都にも勤務しております。また、35年間陸上自衛隊に勤務しております。幸か不幸か、恐らく幸いなことだと思うのですけれども、実際の本来任務ということはなく、PKOぐらいが関の山で、あとは災害派遣ばかりでありました。

いわゆる新品少尉のときに伊勢湾台風に出まして、新潟大震災にも出動しました。現場の災害救助活動というものをやってまいりましたし、ワシントンの防衛駐在官もやりましたので、日米安保の難しさもわかっております。

今回、このことについては、やはり自衛隊も相当やってはいるが、まだまだ足りない部分がある。そういうところを直さないと、例えば人命救助というものは72時間というのが1つのクリティカルなところにありますけれども、72時間以内にモビライズというか、出動できる態勢は自衛隊の一部なんです。10万人全部72時間で出られるかというところでもない。それで、定員に対して非常に欠員が多く、部隊全部で行っても結局は陸海空自衛隊で1万9,000名しか助けることができなかった。これがもう少し定員を充足させ出動態勢を整えば、もう少したくさんの人を助けられたのではないかとということも考えられます。

私もそうなのですが、自衛隊の自治体へのアドバイスは退職自衛官で私はいいと思うのですけれども、そういう取組みがまだ十分ではない。あるいは法律では、どうしても日本は緊急モードの法律というものが弱い。逐次につくりますので、災害対策基本法と災害救助法と原子力災害対策基本法で、自衛隊は何をやるかというところ、法律間でかなり振れ幅があるんです。その間を調整しなければならないということもあります。

もう一つは、災害対策というものは自治体が正面に立つわけですが、自治体の首長さんが必ずしも危機管理の専門家ではないわけでありまして、そうでないような場合には首長さんの訓練というか、そういうことをやらないと、首長さんはいつも講評する立場

におるのでは困る。

今回も相当自衛隊の基地が被害を受けましたけれども、自衛隊の基地そのものが非常に弱いということです。予備電源も余りそろっていないし、そういうことがある。訓練の実戦化ということも問題ですが、例えば東京都で東京フォーラムで炭素菌のテロがあったときに、一体どうなるかということシミュレーションでやってみたら、その患者を東京フォーラムから東京ビッグサイトにバスで移して、そこで除染するという訓練をやったのですけれども、都バスだとか関東バスとか 60 台要ると依頼すると、そのバス会社は出しますと言うのです。ですが、現実にはバスが 60 台あるだけでドライバーはいないんです。ドライバーがいたとしても、その人が防護服を着て運転するという訓練も何もしていませんから、結局は東京フォーラムでみんな除染もできないという状態。要するに、ちょっとしたシミュレーションだけでも我々の何が欠点かということはずぐわかるのですけれども、その訓練が今まで反省してみるとかなり虚像的だった。

日米関係調整では、有事における日米の調整条規というものがあって、その仕組みはしっかりできており、東日本大震災ではその成果により対応したが、本来、災害派遣における日米の協力体制というものはノット・イコールなのです。そういうところも訓練等を実施し、体制をつくらなくてはいけないのではないかと。

自衛隊の対放射能防護能力というものは、本来、自分の部隊に対しての防護の能力しか保有していないので、今回のように原発周囲の市民の除染とかとなるとがた落ちになってしまう。そういうことも任務のうちに将来入れていかなければならないのではないかと。このようなことを考えた次第でございます。

以上です。

○ ありがとうございます。

続いて、よろしく願いいたします。

○ 私はどちらかというと、災害の傾向とか情報の出し方と避難ということ扱ってまいりました。その中で、まず前提としては復興が始まってきたわけですけれども、これからはいろいろな課題が生み出されていくと思います。そういう中で産業政策とか社会福祉といった日常の制度にどうソフトランディングさせていくのかということは、恐らく来年の夏までではまだまだ終わり切れない課題があるのではないかと考えています。

それを少し前提にお話しさせていただきますが、突然話が変わりますけれども、私は今朝インドネシアから戻ってまいりまして、やや眠いところでございます。実は、訓練を拝見してきて、火山の訓練なのですが、普通の避難の訓練があっただけではなくて、受け入れ側の訓練をやっていて、妊婦さんが急に産気づいたとか、トランス状態になった女性が出るとか、家畜を連れてきたとか、それを住民がどう調整するかということをやっていました。

そういう面で見ると、避難訓練とか応援訓練はやっているのだけれども、受け入れとかフェーズの違うことについては余りやってきていないのではなかったか。最大の

理由は、今まで市町村ごとに進めてまいりましたので、他の市町村との関係でやっていくのはなかなか難しいという気がしていました。

この会議の中では、基本的には皆様よく御承知のとおり日本の災害対策法制というものは平等をどう担保するか。南海地震の後に各県でばらばらだった基準をどう調整するか。あるいは効率を上げるために特別立法だったものを恒久法にしていくという形で動いてきたと思っています。その一方で、恒久法にしてしまいますと柔軟性が欠けてしまいますので、そのトレードオフをどうしていくのかというところで少し考えさせていただきたいと思っています。

その際、恐らくキーワードになるのは規模の問題と災害種別を横断的に見るというところが重要な視点ではないかと思っています。具体的にいうと、資料1では東南海、首都直下というような、いわゆる大規模災害、豪雨災害はかなり幅があるのでどういう整理の仕方をするのかということは規模という面では分けておいた方がいいと思っています。

災害種別については、このような省庁横断型、閣僚がそろっていらっしゃいますので、いろいろな災害ごとに割といろいろとできてきた制度を一遍見直しておく必要があるのではないか。例えば土砂災害防止法は国土交通省が所管されていらっしゃいますが、唯一立地規制を考えているということもございます。

そういった辺りから見たときに、1つここで前提として議論しておく必要があるのは、規模によっては市町村主義あるいは要請主義というものを見直す必要が出てくるのではないかということ。阿部委員の方からも最大規模という話が出ていましたけれども、安全とか防災というものに対して我々はどのような基準を置いて見ていくのかということがまだ合意されていないのではないかと。今回のような1,000年、2,000年に一遍の災害と大規模な首都の水害のような200年に一遍ということ、あるいは数十年に一遍、いろんなものを少し整理しておく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○ ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

○ 中央防災会議委員を務めさせていただいております。

私の方からは2点、参考資料3の地震・津波対策に関する専門調査会の報告要点からお話をさせていただきたいと思います。これは、国が今般の東日本大震災を受けてやりますとお約束をした証のまとめだと考えておるところです。趣旨のところをごらんいただければ、その点は明白かと考えます。

今回のことを受けまして、基本的にどう立ち向かっていこうかというところで、真ん中の左のところの「基本的な考え方」に今後ハード対策とソフト対策を組み合わせ実施していくんだと、読みようによっては至極当たり前だと思われるかもしれませんが、そういったことが書かれております。

右上に、先ほど阿部委員からお話があったとおり、具体的にどういうことかといいますと、2つのレベルの災害というもの、これは津波にかかわらずだと思えるのですけれども、想定していますということが書かれています。「発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらすもの」「発生頻度は高く、大きな被害をもたらすもの」という2つに限ってお話が進んでいるということになります。

2番目は、ある程度ハードに守られた中でソフト対策を実施することが可能になるかと思うのですが、1番目はハード対策ではなかなかそこはうまくいかないであろうということで、ソフト対策をもってこれに備えますという決意が述べられていると理解しております。

そうなりますと、今後、ソフト対策・ハード対策をどう両輪で進めていくかということになるかと思うのですが、ハード整備におきましては、ある程度想定に基づいて客観指標のある中での対策がとられていると思うのですけれども、ソフト対策におきましては、その辺があいまいです。やったことの結果をほめていただくような指標もございません。ですので、よく言われる自助・共助・公助につきまして、活動目標を設定して役割分担をすること。そして、責任分担をしたからには活動を支える体制ということについてもきちっと決めて、今後に向かっていかなければ、また同じような過ちを繰り返すのではないかと危惧している次第です。

もう一点、今回、東日本大震災を踏まえて防災にいろいろ新しい課題も見えてまいりました。ただ、新しい課題と言いながらも過去の解決してこなかった課題というものがいろいろとその奥にあると考えているのですが、私の一番関心がありますものは、津波後の孤立の問題というところです。命を守る一時的な避難だけでは不十分で、その後津波の浸水とがれきに取り残された人々が劣悪な環境で命の危険とつらい体験をいろいろなさったと聞いております。

今後それを防ぐためには、3つのことが必要かと思えます。

1つ目は、生存者の避難場所の特定ということになるかと思えます。これは今回、政府の方がマスコミ情報、ツイッター情報など不確かな情報についても積極的に取得されてきて、救うべき目標を設定されていろいろと活動されたということで、非常に成果が上がったのではないかと考えています。

課題であったものは、次に申し述べます2点。生存するための物資の配送ということが非常に大変であったと。ですので、効率的な物資輸送を可能にするための科学的根拠をつくるための仕組みづくりというものが必要ではないかと思えます。

もう一点、命が助かったとして、その後命を長らえるための方策として、医療・保険・福祉の体制の強化ということが必要ではないでしょうか。医療につきましては発生直後のDMATが非常に効果的だったと聞いておりますけれども、保険・福祉に関しましては、まだまだ地域が落ち着いた後を支えていく面において、拠点といったものがなかなか設定されず、専門職能団体ではそれぞれ意識が高いとなっているのですけれども、例えば

県であるとか国であるとかには拠点を設けられていない。この辺りを解決していけば、専門職能団体の活用ということが可能になっていくのではないのでしょうか。

この孤立は津波だけではなく、新潟県の中越地震でも大きな課題になりましたし、首都直下ですと、もしかすると都会型の孤立というものが発生するかもしれません。南海・東南海においても孤立の問題は非常に重要となってくると考えている次第です。

以上です。

○ ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

○ 京大の防災研におります。

何をやっているんだということで見てもたら「災害対策法制のあり方に関する研究会」ということで、参考資料4にありまして、自分が関係しているものを見ていって見たら、結構あるんだということがわかりました。災害対策全般ということで、法制のあり方の研究会の座長もさせていただいております。

応急対策については、東日本大震災における災害応急対策に関する検討会の座長をさせていただいておりますし、その下に記載されている災害時の避難に関する専門調査会、これは今ちょっとお休みしておりますが、これもとりまとめをさせていただいております。

それから、「5. 被災者支援（全国ベース）」のところがございます生活再建支援に関するところも関わらせていただいているということで、災害が起きた後のさまざまな問題をどう解決するのか。私どもはレジリエンスという言葉が大変大事な言葉だと思っています。日本語にすれば、災害に負けないような社会にしていきたい。勿論、壊れないことが一番いいことです。予防力というのは大変重要なんです。今回の震災でもわかるように、やはり大規模災害というのは予防力の限界を超えるような力にみまわれるということです。そこからどう立ち直っていくのか。そこをもっと科学的、組織的に考えていくべきだということで、いろいろな研究をしたり、こういう形でそれを現実の政策に反映できればということで、お手伝いをさせていただいております。

それについては、また2回目、3回目等で具体的にお話しますので、今日は自己PRで1枚ものを持ってまいりましたので、こちらを御紹介してみたいと思います。

今回の震災を見まして、やはり改めて不条理という言葉が非常に強く思っています。その不条理なものをどう受け止めて、更にそれを乗り越えていくのかということが大変大事だと思っておりましたら、釜石東中学校の奇跡という話が今、巷間ございますけれども、実はその御本人からは、普段やっていることをやっただけですというお答えをいただきました。そうすると、災害時には普段やっていることしかできないという言葉が、非常にいろいろなところから耳にいたしまして、そういう意味では日ごろの災害についての実力、それを防災リテラシーという名前と呼ばせていただきますけれども、読み書

きをすることで、自らいろいろなものが学べていくのがリテラシーですけれども、防災についても同じように身を守り、社会を立て直し、それから継続させる、そういう力を自ら蓄えていけるような、あるいは高めていけるような仕組みをやったらどうかと思います。

先ほど志方委員の方からも、訓練が硬直しているという御指摘がございましたが、私もそう思いまして、実は後ろのページを見ていただくと、ここ4年ほど残念ながらアメリカに負けておりまして、彼らは“ShakeOut”という名前で、つい先週もございましたけれども、950万人動員するような訓練を科学的なシナリオを基にして、みんなその950万人が同じ認識を持って、基本は命を守るということをやっていただけなんですけれども、今までなかなか動員が難しいような訓練に、ある意味では楽しく、しかも自発的に参加できるような仕掛けもございまして、いろいろな面で防災リテラシーを高めるための工夫を、これからもしていきたいということで、ギネスブックに1,000万人台の数を日本で載せたいと思っております、科学的な根拠に基づく災害シナリオを使って、それぞれの立場でどういうふうにするかというのを、一人ひとりが考えられるような形になればと思っております、自己紹介ということですので勝手なことを言わせていただきました。

以上です。

○ ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

○ 私、今日、委員の皆さんのお話を聞いていて、現場を見て来たのかなと非常に疑問を感じます。要するに、頭の中で考えたことで現場では全然違うわけです。私たちは災害が起こったその夜に対策本部をつくって、日ごろ連絡網をつくってありますから、現場からの意見をどんどん入るようにしたわけです。ところが、電話が通じない、いろいろなものが全く機能してないということが半日間続きました。しかし、夜の12時ごろになって随分いろいろな現場の意見が入ってくるようになりました。特に岩手県、宮城県からは薬がない。何とかして薬を送ってほしいというのが第一声でございました。

当然各県では知事さんと医師会長が本部長・副本部長になって、こういう災害のときの訓練をずっと毎年やっています。特に自衛隊の方々も入っていただいて、常に訓練を行っているということがありまして、非常に連絡網がしっかりしておりました。ところが、津波で被害をこうむったところは、連絡網も全然途絶えておりまして、郡市医師会から県医師会に通知が入ってこない。しかし、医薬品がないということで、我々が医薬品を集めて8.5トンの薬を現場に送ろうとしたら、その送る手段がなかった。自衛隊もちょうど間に合わない。結局、私たちはアメリカ軍に頼んで立川から送ったわけです。

向こうの現場には本当に地元の自衛隊の方々も徹夜で待っていてくれました。それを医師会の本部に届けまして、翌日から薬を各地から運んでいただいた。ところが、ガソリンがなくなってきたということがありまして、国土交通大臣に対してこれを何と

かならないかと言ったら、それでは医師会の関係だ、医療の団体だという名前を言ってくれば、最優先に入れてもらうことにしますということで、すぐに指令を出してもらった。ところが、全然ガソリンがないので幾ら指令を出してもだめだったということがございました。

それから、次に入ってきたのが、今、海岸のところに毎日 100 体ぐらいの御遺体が押し寄せられているのに、その死体を検案する医者がない。何としてでも医者を送ってほしいという現場の声がありまして、私たちは警察医に登録している全国の先生方にすぐに指令を出しまして、現場に行ってくれということで行っていただきました。

私は 3 週間目に石巻に 1 人の運転手と私の 2 人で行きましたら、もう石巻に近づいたときに、物すごい異様なおいがありました。海岸に行きますと、打ち上げられた御遺体がいっぱいあった。それから、まだがれきの下に御遺体の手と足が見えた。3 週間経っているのに一体政府は何をやっているのかと、涙ながらに私はそこから内閣府のメンバーの方に電話をいたしました。

ところが、それまでは国は何をやっていたかという、毎日毎日原発事故の報道ばかり、マスコミもそうでした。行ってみたら、毎日毎日、私は浪江町出身でございまして、浪江町の二本松にある避難所も見てきました。ところが、3 週間経っているのに着の身着のまま、洗濯もしない、お風呂も入れない、朝はカップヌードルと水 1 本、夕方は乾パン、逆の場合もありましたけれども、そこには生鮮食料もなければ、ビタミンもなければ、タンパク質の食事もない。全国からどんどん送られて来るんですが、それは全部乾パンとカップヌードルしかない。それは今まで 1 週間しか被災地にいたことがなかったからだと思います。

そういう中で次に出てきたのは、その御遺体をどうするかという問題でございました。海に行きましたら、私は本当に自衛隊の方には頭が下がりました。100 体の御遺体が打ち上げられていたときに、そこには官僚が 1 人もいない。いるのは医師会の人間と歯科医師会の方々と自衛隊の方々でございました。自衛隊の方々は、水も何もないところで、海岸から打ち上げられた御遺体を海水を使ってきれいにしてくださった。そういう状態が現場ではあった。ところが、県も市町村も一切その現場にいないんです。

もう一つは、現場の状態を県から国に連絡があったかといったら、全然ないわけです。結局、私たちが大至急県単位で知事さんと医師会長と大学の学長さんと三者でいろいろな組織をつくって、生きられる人は生かせるような努力をしてほしいということをお願いいたしました。

本当に長くなりますけれども、現場からはそういうことでもございましたので、また次にいろいろなお話をしたいと思います。

○ まだまだいっぱいあると思いますが、今ちょっと時間の関係でまとめさせていただきました。ありがとうございました。

次に、よろしく願いいたします。

○ 「災害教訓の継承に関する専門調査会」という会議に8年間参加させていただいておりました。それより以前に、情報の扱いということについては、かつてNHKで大変鍛えられました。

一方、物語、名作や名文を暗記して語るということを本職にしております。その物語の中には、災害にまつわるものもあるんですけども、その災害の中で、例えば津波を扱ったものと言いますと、津波と聞いたら即座に高いところに逃げる。これが共通して出てくるんです。また2度、3度津波がやってくるという不変の教訓が描かれています。この言い伝えがそのまま民話になっているものもあれば、『稲むらの火』のように国語の教科書に載るほど名作になっているものもあります。

そのほか、津波ではなくて台風による災害でエルトゥールル号海難事件といった事件での助け合いの精神が、後にトルコと日本の友好関係にまでに結び付いたものもあります。

そのほかにもいっぱいいろいろなお話があるんですが、いずれも単なる美談だから伝わっているのではなくて、災害の記憶を風化させず、教訓を未来に生かして、今後災害があっても二度と同じような悲しい思いをする人が現れないように、犠牲者が少なくありますようにと願いを込めて先人が一生懸命に、訴えるように語ってきたんだと思います。

今、東日本大震災の被災地の方も、だんだんそういう気持ちになっていらっしゃるようです。でないと次の災害でも同じ犠牲者を出したら、今の犠牲者に申し訳ないとおっしゃる方もいらっしゃるので、私が思ったのは、こうした話を、昔から現代の災害のお話もそうなんですけれども、それを現代に合わせて、内容を吟味しながら、情報を新たに加えるなどして伝えることがとても大切なのではないかと。そして、その伝えた話の中から、ではどうするかということは時代に合わせてまたいろいろ計画を立てていくことが必要ではないかと思っております。

どんどん情報を集めて、その情報を正しく扱って、整理して、わかりやすくまず伝える。そのことによって、一般の住民の方への啓蒙にもなるかと思えます。そのための住民サイドでの仕組みづくりなどもできたらと思っております。

それから、行政サイドでは、国レベルのみならず、地域間で災害協定などを結ぶことによって、早い対応ができていく地域が今回ありました。例えば一関と気仙沼の関係など、県は違うんですけども、先ほど原中先生がおっしゃったように道が分断されて、同じ県内でできない場合が出てきたとき、すぐ近くの隣の県の人と協定を結んでいることによって、すぐに対応ができるということなどの例が出てきていますので、今後、地域同士が協力し合える仕組みを推し進めるということなども必要ではないかと今、思っております。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

続きまして、お願いいたします。

- 岩手県知事とその後総務大臣をやっております、現場の方は、岩手だけではなくて宮城、福島と、今も大分足しげく通っているところではありますが、現場から見た視点ということで、先ほど原中委員の方からも直後のお話でしたが、私の方にも、例えば薬のいろいろな緊急的な輸送に薬事法等の制限の問題もあったりしまして、それも抑制的な扱いになったという話も聞こえてきています。また別の場でいろいろなことを申し上げたいと思います。

法制などの見直しにつながる話でもあります。幾つか考えておいていただきたい点を少し申し上げますと、例えば仮設住宅、直後のスピードとか戸数、いわゆる量が大変問題にされたわけですが、実際に県の住宅になるわけで、それをどう取り扱うかは県の住宅部局がこれをやるわけですけれども、実際に過去の災害などからいろいろな経験ですとか知見が蓄積されている組織と、それから法律の権限とか責任の所在の組織とが食い違っている。これは何を言っているかという、災害救助法で厚生労働省が仮設住宅を基本的には取り扱うことになってはいますが、やはり県の住宅部局は国交省の住宅局とパイプが非常に強いということがあって、結果として余り量が多くなければいいんですが、今回のように膨大な量になると途中でみなし仮設住宅への切り替えが大分遅れたような気がするんですが、それはやはり従来からの知見がうんとある組織とどうも法律の、昭和 22 年にできた災害救助法との間にギャップがあって、この際、いろいろ法律を見直しされると思うので、本当に知見が蓄積されている組織が現場できちんと動けるような観点で見直しをした方がいいのではないかと。

がれきも同じことでありまして、二千数百万トン積み重なっていますが、あれを仮置き場に持って行って最終処分、広域処理になりますけれども、実際には建設業の人たちがそれを取り扱うということで、やはりいろいろ見えていますと、市町村や特に中心は県の土木部局がいろいろ取り扱う場合が多いわけですが、環境省がこのがれきをいろいろ取り扱うということで、建設廃材とか、あるいはヘドロが陸に上がったものの処理が非常に面倒なんです、やはりその建設廃材の処理だとか、ヘドロの場合には下水汚泥とかなり類似性もありますので、そういった知見を持っているところに処理させた方が、やはりうまく動くような気がいたします。

その関係から言うと、今日たまたま新聞に出ていたので、この場合は放射物質の汚染土壌についてのことをいろいろやる場ではないと思いますが、新聞にたまたまこの取り扱い、国交省とか農水省に農地の場合だとか、道路・河川に蓄積されているものについてどう取り扱うかという持ちかけをしたら、結局それは環境省でという話が出ていましたが、むしろ私はこういったものについても、例えば国交省とか農水省にきちんと取り扱わせた方が適切な場合が多いのではないかと気がします。この観点での見直しが必要だと思います。

それから、もう一点だけ言わせてください。市町村主義、要請主義ということが基本

であって、先ほど田中先生もこの点についての見直しが必要かもしれないということをおっしゃっていましたが、要は市町村機能が今回完全に打撃を受けて喪失したところが幾つか複数、私から見ると4つぐらい出ています。極端に言うと大槌町は町長が死亡した。これは、地方自治法上は町長が死亡した場合には副町長とか、今回はそこも任期が切れたので総務課長が代理をする。これは法律上きちんと代理の人がいることになっているので、それで動くと思っていたんですが、どうも8月28日に選挙になるまで、結局、選挙で選ばれた人がいないがゆえに、強い意思決定ができずに復興が遅れていることが言われていて、ここはよく検証する必要があるんですが、確かに強い意思決定が復興の場面で必要な場合があって、それは選挙で選ばれていた人の方がどうもいい場合があるようです。

そうであれば、ここはちょっと仕組みを変えなければいけないと途中で思い出して、ある住民から、町民の人から言われたんですが、選挙で選ばれた人がいないといっても、町長は確かに大変残念ながら亡くなったんだけど、議会の議長はちゃんと選んでいるんだという話があって、それであればもう、これだけの大災害のときは議長が直ちに選挙で選ばれた代表者ですから、町長を代理する制度をつくって、これだけの大きな災害のときにはきちんと市町村の機能喪失を防ぐような措置まで思い切ってやったらどうか。

申し上げたいのは、非常時モードをきちんと持つような大胆な制度もこの際考えたらどうか。途中まで私はどうかと思っていたんですが、最近はそういうふうに思っていますので、その点の検討も必要だろうと思います。

あとダブっていますので、一言だけになりますが、清原さんの話にもございましたかね。例えば応援派遣した市町村から被災地の市町村に請求をして、被災地の市町村から国にお金、人件費を請求するという流れなんですけど、これは非常に現実合わないような気がするんです。ですから、直接国へ請求するルートなどを開拓していかないといけないと思います。

それから、後方支援基地として、今回は遠野が非常に機能していますが、この後方支援基地としての機能は、県の防災計画は私のときにあの辺りのことを入れたんですが、ただ、法的なきちんとした根拠がないので、あそこの本田市長は随分積極的にやってくださったけれども、多分厳密に見ると経費が十分補てんされていないと思います。法的な位置づけがきちんとなされてません。だから、今後こういう市町村の後方支援拠点のようなものを制度として位置づけた方がいいのではないかと。要は市町村主義なんですけど、市町村職員が欠けて、今回のように4分の1以上も欠けた市町村に対してどうするかというと、他の市町村から行かないと、県職員だとどうも応援ができない。あるいは上から目線で、それから窓口業務を知らないので余り役に立たなくて、やはり市町村職員だと。ですから、そこをもっと実態に合わせた形で制度もつくった方がいいと思います。

ちょっと長くなりましたが、済みません。

○ ありがとうございます。

お待たせしました。続きまして、よろしく願いいたします。

○ 私どもは、男女共同参画をテーマに幅広い活動に取り組んでおります NPO です。実は私どもは活動の一環として、2008 年になります。災害時における女性のニーズ調査という調査を仙台市内の女性を対象に実施しております。その背景には、宮城県沖地震が近い将来高い確率で発生するということが言われておりましたし、また、95 年に発生しました阪神・淡路の際にも女性たちが数々の困難を抱えたということが明らかになっておりましたので、女性たちのニーズを調査しようということで調査いたしました。

その結果は、女性たちは大変多様な暮らしをしておりまして、その暮らし方によって震災、災害を想定したときに抱える不安や心配というのは、大変さまざまに、そして切実にこの調査の結果から明らかになりました。

私どもは、それらに対するきめ細かな防災対策が必要であるということで提言をまとめ、各自治体ですとか各地域団体ですとか、そういったところにまいりまして、災害に女性の視点が必要であるということを伝える活動を続けてまいりました。

今回の震災が発生をいたしまして、まさにその調査の結果が、残念ですが現実のものとなっております。私どもは今、避難所から、そして仮設住宅への支援活動を行っておりますが、女性に限らず、被災者の生活は被災者にとっては、生活再建に向けた道のりというのは大変厳しいものに見えます。そして、住まいの問題、就労の問題、健康上の問題、そういったものが大変深刻さを増していると感じております。

障害のある方であるとか、お年寄りであるとか、子どもたち、そういう方たちの身近にいる存在としては、大変多くが女性たちです。その女性の声がなかなか届いておりません。そういう意味では、実際に災害時に困難を抱える方々の支援に本質的なところでつながっていないと私どもは感じております。是非、いわゆる意思決定の場に女性たちが参画をしていく、女性の声が届く仕組みをつくることが大変重要だと思っております。

私は仙台市の復興検討会議の一員として今、復興計画の策定段階に関わっておりますが、課題が山積している上にスピードが求められておりますので、大変苦しい議論になっております。今、中間案がまとめられまして、市民の意見を集約して、それを反映させていくという形の検討段階に入っておりますが、この復興計画の中でも、やはりキーワードは市民力と出ております。地域防災力を高めていく、そのために市民の力を育てることも行政の責任ではないかと思っております。

これからまだまだ大変長い時間がかかると現場を見れば見るほど、そう思っております。そういう意味では、被災地の現状をお伝えしながら、この議論に加わせていただくことは大変意義深いものだと思っております。

よろしく願いいたします。

○ ありがとうございます。

本当に短い時間の中で、各分野における課題の整理、あるいは論点の整理をやっていた

だくとともに、また分野によってはもう具体的な御提言までいただきました。事務局の方でしっかりまとめさせていただきますが、ここからは若干の時間でございますけれども、閣僚の委員の皆さんも含めまして、御自由に御発言をいただきたいと思います。まず、総務大臣、その後、国土交通大臣、お願いいたします。

- 今日は、今お伺いしているだけでも大変示唆に富んだお話、ありがとうございました。総務省としての今の状況だけ御報告しておきますと、今、大きく4つの観点から取り組んでおりますと同時に、また、そういう部分の問題提起の中でも御議論をいただければと思います。

1つ目は、自治体地域の防災力の充実・強化の支援ということで、地方公共団体、特に市町村の地域防災計画を根本的に見直さなければいけない。同時に、住民の避難を円滑にするための取組みを、ソフト・ハード面から支援するというところで検討を今、進めております。

2つ目は、現行法体系上で言いますと、災害対応は市町村が中心という基本法体系になっておりますけれども、大災害時における国・都道府県・市町村の役割分担、先ほども御指摘がありましたけれども、この役割分担の在り方も一定の方向を出さなければいけない大きな課題だと思っております。

3つ目は、今よりもワンランク上の消防・防災インフラの強化ということで、緊急消防援助隊など、消防体制の一層の強化の中で、特に消防団というのは地域コミュニティとして大きな役割を今回も果たしました。しかし、どんどん脆弱化しているということですので、地域コミュニティの核として位置づけて、充実させていく施策を取りたい。併せて消防団員も活動時に随分犠牲になりました。この部分の安全管理の体制を推進していくことが大きな課題であります。

最後に、これも原中委員からもお話がありましたけれども、やはり通信ネットワークが非常に問題が大きかったということで、大災害時における通信確保の在り方ということで、対災害性の向上、通信集中による混雑の軽減に向けた技術的な開発と対応、停電時に通信サービスの提供を継続できるための燃料あるいは電池の充実、応急復旧作業に必要な資材等の輸送手段の確保、関係府省が連携して対応することが大変必要な課題がありますので、御議論もいただきながら、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

- ありがとうございました。国土交通大臣、お願いします。
- 国土交通省の場合には、何と言っても社会資本といいますか、特に災害時における道路関係の輸送路の確保ということで、南北の道路、東北自動車道を含めて、これは1日で何とか輸送路を確保いたしまして、4日後には東西、これは「くしの歯」作戦とよく言われるんですが、これを大体15本回復いたしました。それが何とか基本的なルートとなって、救援・救出・復旧活動が何とか軌道に乗ってきたのかなと思います。

1つ資料4がありますので御紹介いたしますが、第3次補正予算の予算関連法案とし

て出させていただきます。これは何かといいますと、社会資本整備審議会というのが設置されておりますが、ここで東日本大震災からどういう教訓を社会資本整備に導き出すかということで、災害に上限なし、命第一という2つの方向を導き出してくれました。こういったことも受けて、今までの津波対策というのは海岸堤防などハードの整備が中心だったんですが、もっとハードとソフトの施策を組み合わせ、津波に強い、安全な地域整備をしようということが眼目でございます。津波防護施設等の整備や住居を高台に集約換地する土地区画整理事業といった、勿論そういうハードの施策、それとともに津波浸水想定ということを設定して、危険性が高いエリアで警戒避難体制を確保するといったソフト施策を盛り込み、これらを組み合わせ津波防災地域づくりを総合的に推進するといった法律でございます。

以上、御紹介させていただきました。

- ありがとうございます。国家公安委員長、お願いします。
- 警察でございます。

警察というまた独立部隊と言えば独立部隊で、各市町村にいる、まさに実務部隊の特別性というのはあるかもしれませんが、先ほどの原中先生のお話ではありませんが、起こったときから案内をしたり、いろいろと避難を誘導して、殉職された人も随分いるわけで、最後まで残っているうちに巻き込まれたと。

また、その後の処理、そして当然いまだ遺体の捜索をやっているわけですが、毎日1人、2人とわかって、検証しなければならないということと。

また、パトロールをしたり、犯罪が起こらないようにしたり、そういう実務を負っています。担当しているから言うわけではありませんが、職務と言えばそれまでですが、現場で一番犠牲を払って、また苦勞をしている人たちだと思っております。

全国から今でも通算70万人入って、現在でもこの3県だけで毎日5,000人が入ってやっているわけでございます。

そういう点では、本当に一部始終ずっとやってきて、自衛隊も大変活躍をしていただきましたけれども、よそから応援に来るわけで、警察は現地にいたわけですから、例の福島原発で一番水をかけたというのは、意外と知られてないんですけども、最初に放水したのは警察であるわけで、そういう点では今までも、今でも非常に頑張っていると思います。職務だと言われてしまえばそれまでなんですけれども、そこで庁内でそういう実践を踏まえてワーキンググループをつくって、大震災の対応を今、検証しているところでございます。そして教訓を踏まえて、そうは言っても災害活動の見直しをしなければいけませんし、あとは防御活動の見直しもあるんですけども、原発施設の本体ばかり守っていたんですけども、今度のことでわかったのは、電源施設がやられたら全部やられてしまうのが教訓ですから、そちらへの配備もしなければいけないので、今、増員を要求したり、そういう体制を実務的にも整えているんですが、全般的な見直しを既に、職務ですけれどもやっている最中です。

それを都道府県警察が作成しなければ役に立たないですから、そこにまた流して、そこで反映させるように今、検討を進めているところでございます。

そういう点では、一番地場にいるわけですが、各省庁や民間の皆様、また今日先生方の貴重な御意見を承りましたけれども、いろいろな方向についてどう対応していけるかということもよく研究をして、お役に立つようにしていきたいと思っております。

- ありがとうございます。厚生労働大臣、お願いします。
- もう時間なので一言だけ申し上げたいと思います。私、災害時にはちょうど副大臣を厚生労働省でしておりまして、本当に厚生労働省の範囲は皆さんの命から、今は仕事のことを一生懸命やっておりますけれども、妊婦さんのケアから、それこそ原中さんのお話にもあった御遺体のことまで、本当に幅広くて、こうした災害に対応するために政府が一体となって、どういう仕組みが必要なのかということを日々痛感させられております。

先ほど委員もおっしゃられたように、仮設のことも災害救助法なので、今、厚労省がやっておりますけれども、今の時点でも仮設の前に砂利があるので舗装してほしいという、これは国交省なので、防災対策推進検討会議ということで関係省庁でやっておりますけれども、これは事前からちゃんと政府全体としても一体となって役割分担をもっときちんとしておかないと対応できないという思いがあります。

それから、市町村が主体になってというお話も、まさにそうだと思っております、国の方で政策を決めて、予算を付けても、結局、市町村まで県からなかなか届かない。また、その仕組みが県によっても在り方がいろいろ違ったりで、先ほど市町村ごとの連携というお話もありましたけれども、今日の皆様のお話は本当に全部メモを取らせていただいて聞かせていただきましたが、是非いい仕組みがここでできればと思いますので、よろしく願いいたします。

- ありがとうございます。防衛大臣、お願いします。
- 防衛省は皆さん方御案内のとおり、自衛隊は最終的に一番国民の生命、財産を守るのが本来の宿命でございますから、国民の災害の現場で最も危険な場所、嫌がる場所をしっかりと責任を持って対応するという事に尽きるわけでございますので、今回、災害でもいろいろな教訓は得ておりますので、常日ごろの訓練が我々の一つの命でもありますので、今回の経験を生かしながら、また新たな災害ということも想定しながら、しっかりと訓練をして、いかなる現場でもしっかりと期待に応えられるような活動ができるように持っていきたいと思っております。

ただ一方では、自衛隊という組織は指揮命令で動いておりますから、勝手に動くわけにはいきませんので、そういう面では今回のように行政機能が低下した場合に自衛隊はどうかということで、やはり普段の訓練の中で、各自治体との連携プレーをこれから鍛えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○ ありがとうございます。

時間がもういっぱいになっておりますけれども、あと2名か3名ほど、もし御意見があれば御発言いただける時間はあるかと思いますが、どうぞ。

○ 1つ申し上げたいと思うのは、やはり法制度を是非縦割りから見直していただきたいと思っています。新潟県中越沖地震で経験しましたのが、地震と同時に原子力発電所が被災するという事象でありました。これは新潟県だけは実は防災計画を変えてあります。経験上、災害全体で対応しながら原発事故に対応するのは不可能ということです。

今、オフサイトセンターというのがあるんですが、そこには副知事を派遣するという形で修正して、見直していただきました。それから、火災については、原子力防災対応についてはできれば総務省と共管にしてほしいというお願いを当時いたしました。というのは、消防庁が所管していますが、経産省が原発担当ということになるとポストを交換して、室長さんが1人経産省に行ったというのは十分承知はしているんですが、法体系的に言うと、やはりそれは経産省単独法ということになっていきますので、どうしても複合事象が生じたときにうまく機能しないということになりますので、これは災害時一括で対応できるような緊急時法制がどうしても必要ではないかと思っています。

それぞれの事象が縦割りに、原子力事故だけ起きる、津波だけ起きる、地震だけ起きるということであれば、こういう法体系でいいんですが、そうではなくて大体事故が起きるときは複合で起きるものですから、緊急時法制がない。これは、志方委員も言われましたけれども、これが柔軟な対応を難しくしている面があると思いますので、是非政府全体でお取り組みいただければと思います。

○ ありがとうございます。

○ 我々、本当に今、仮設住宅から医師不足のところまで、まだまだ続いて、1か月ぐらいいしか医師会はもたないだろうと言われていたのが、半年経ってもまだ人を送っております。そんなとき、今、感じているのは、最初、本当に我慢強かった東北の人ですら、将来の不安が募って、先が見えない。非常に精神的にまいってきている。この精神的なケアをいかに政府と一緒にやっていくかということは大変大きな問題で、ちょうど防災大臣が今度一緒にやろうということになっておりますので、一生懸命人を出して、心のケアと。

それから、やはり原発が収束しないと先が見えないんです。だから、それが先だとすれば、どうやって被災者の人たちの心が明るくなるかということを生懸命考えなければいけない時期ではないかと思っています。

○ ありがとうございます。

最後に、お願いします。

○ 国交大臣がおられるので、こういうことを言ってもなんですけれども、新潟地震のときに私は自衛隊として出たんですが、あのときにはもう液状化というのがはっきりわかりました。4階建ての建物が90度曲がっているわけです。ああいう具合にもう液状化

現象がはっきりわかっているわけです。それなのに今回またあって、大変だ、大変だという。要するに科学から行政になり、対策になるのが余りにも遅い。あれから 40 年という、そんな感じで動いているのではちょっと遅過ぎるのではないかということがございます。

もう一つは、東京で外国人が非常に多いので、情報の開示で、ほとんど外国人が聞いてきても答えようがないんです。朝から総理大臣も言っているし、枝野官房長官も言っておられるから、あれを翻訳してくださいと言ったら、翻訳できませんと。あれは日本語ではありませんということを行った人もいるぐらいで、もう少しわかりやすい言葉で開示していただきたいということでもあります。

以上です。

○ ありがとうございます。

まだまだ御意見等あると思いますが、時間をちょっと過ぎましたので、本日の議事を終了したいと思います。次回以降もよろしく願いをいたしたいと思います。

本日の会議の内容につきましては、この後の会見において私から記者発表することといたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。また、よろしく願いいたします。

以 上